

# 山都町国民保護計画新旧対照表

<下線部が令和5年1月時点での変更箇所>

変更箇所	旧	新
第1編 第4章 1 (3)	第1編 総論 第4章 町の地理的、社会的特徴 1 町の地理的、社会的特徴 (3) 人口分布 本町の人口は、令和3年12月31日現在13,966人であり、役場本庁舎がある浜町市街地に集中している。年齢3区分による年齢人口構成は、0～14歳の幼年人口及び15～64歳の生産年齢人口が、昭和55年から現在にかけて大きく減少しており、それに比べて65歳以上の高齢者人口が急速に増大している。令和3年12月31日現在の高齢化率は49.8%と高い。高齢者の避難誘導を行う者や介護者などを確保し、いかに迅速に高齢者を避難させるかなどといった課題に対応する必要がある。	第1編 総論 第4章 町の地理的、社会的特徴 1 町の地理的、社会的特徴 (3) 人口分布 本町の人口は、令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月 <u>31</u> 日現在 <u>13,622</u> 人であり、役場本庁舎がある浜町市街地に集中している。年齢3区分による年齢人口構成は、0～14歳の幼年人口及び15～64歳の生産年齢人口が、昭和55年から現在にかけて大きく減少しており、それに比べて65歳以上の高齢者人口 <u>割合</u> が急速に増大している。令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月 <u>31</u> 日現在の高齢化率は <u>50.5</u> %と高い。高齢者の避難誘導を行う者や介護者などを確保し、いかに迅速に高齢者を避難させるかなどといった課題に対応する必要がある。
	*1 「年齢別男女別人口表」 (山都町税務住民課)	*1 「年齢別男女別人口表」 (山都町税務住民課)

<下線部が令和5年1月時点での変更箇所>

変更箇所	旧	新
第1編 第4章 1 (7)	第1編 総論 第4章 町の地理的、社会的特徴 1 町の地理的、社会的特徴 (7) 消防力 本町の消防力は、山都消防署の消防吏員29名、山都町消防団524名である。特に、日頃からの教育訓練により、災害対応の技術・知識を習得し、かつ、地域の状況を把握した消防団員が多数存在することは、地域の消防・防災力の高さに繋がっている。	第1編 総論 第4章 町の地理的、社会的特徴 1 町の地理的、社会的特徴 (7) 消防力 本町の消防力は、山都消防署の消防吏員29名、山都町消防団 <u>527</u> 名である。特に、日頃からの教育訓練により、災害対応の技術・知識を習得し、かつ、地域の状況を把握した消防団員が多数存在することは、地域の消防・防災力の高さに繋がっている。

<下線部が令和5年1月時点での変更箇所>

変更箇所	旧	新								
第2編 第1章 第1 1	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 町における組織・体制の整備 1 町の各課における平素の業務 <table border="1" data-bbox="309 686 1278 945"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 686 606 746">課名</th> <th data-bbox="606 686 1278 746">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 746 606 945">           企画政策課            山の都創造課         </td> <td data-bbox="606 746 1278 945"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及び広聴体制の整備に関すること</li> <li>・ 安否情報の提供体制の整備に関すること</li> </ul>           と            (以下、略)         </td> </tr> </tbody> </table>	課名	平素の業務	企画政策課 山の都創造課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及び広聴体制の整備に関すること</li> <li>・ 安否情報の提供体制の整備に関すること</li> </ul> と (以下、略)	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 町における組織・体制の整備 1 町の各課における平素の業務 <table border="1" data-bbox="1334 686 2358 945"> <thead> <tr> <th data-bbox="1334 686 1649 746">課名</th> <th data-bbox="1649 686 2358 746">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1334 746 1649 945">           企画政策課            山の都創造課  <u>商工観光課</u> </td> <td data-bbox="1649 746 2358 945"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及び広聴体制の整備に関すること</li> <li>・ 安否情報の提供体制の整備に関すること</li> </ul>           (以下、略)         </td> </tr> </tbody> </table>	課名	平素の業務	企画政策課 山の都創造課 <u>商工観光課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及び広聴体制の整備に関すること</li> <li>・ 安否情報の提供体制の整備に関すること</li> </ul> (以下、略)
課名	平素の業務									
企画政策課 山の都創造課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及び広聴体制の整備に関すること</li> <li>・ 安否情報の提供体制の整備に関すること</li> </ul> と (以下、略)									
課名	平素の業務									
企画政策課 山の都創造課 <u>商工観光課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及び広聴体制の整備に関すること</li> <li>・ 安否情報の提供体制の整備に関すること</li> </ul> (以下、略)									

<下線部が令和5年1月時点での変更箇所>

変更箇所	旧	新
第2編 第1章 第4 3 (1)	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類並びに収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第4 情報収集・提供等の体制整備 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類並びに収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報 <u>(以下参照)</u> に関して、 <u>原則として</u> 、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報 <u>収集</u> 様式により、 <u>(原則として、)</u> <u>収集し</u> 、安否情報システムを用いて県に報告する。

<下線部が令和5年1月時点での変更箇所>

変更箇所	旧	新
第2編 第3章 1 (1)	第2編 平素からの備えや予防 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 1 町における備蓄 (1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。	第2編 平素からの備えや予防 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 1 町における備蓄 (1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は <u>特に地地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、</u> 調達体制を整備する。

<下線部が令和5年1月時点での変更箇所>

変更箇所	旧	新								
第3編 第2章 1 (3) エ	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 町対策本部の設置等 1 町対策本部の設置 (3) 町対策本部の組織構成及び機能 エ 【町の各課における武力攻撃事態等における業務】 <table border="1" data-bbox="309 758 1320 1043"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 758 621 819">課名</th> <th data-bbox="621 758 1320 819">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 819 621 1043">               企画政策課                山の都創造課             </td> <td data-bbox="621 819 1320 1043"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報回線や通信機器の確保に関すること</li> <li>・県が行う生活関連物資の価格安定に関すること</li> <li>・所管施設の安全確保及び応急の復旧に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	課名	平素の業務	企画政策課 山の都創造課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報回線や通信機器の確保に関すること</li> <li>・県が行う生活関連物資の価格安定に関すること</li> <li>・所管施設の安全確保及び応急の復旧に関すること</li> </ul>	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 町対策本部の設置等 1 町対策本部の設置 (3) 町対策本部の組織構成及び機能 エ 【町の各課における武力攻撃事態等における業務】 <table border="1" data-bbox="1369 758 2370 1043"> <thead> <tr> <th data-bbox="1369 758 1675 819">課名</th> <th data-bbox="1675 758 2370 819">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1369 819 1675 1043">               企画政策課                山の都創造課  <u>商工観光課</u> </td> <td data-bbox="1675 819 2370 1043"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報回線や通信機器の確保に関すること</li> <li>・県が行う生活関連物資の価格安定に関すること</li> <li>・所管施設の安全確保及び応急の復旧に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	課名	平素の業務	企画政策課 山の都創造課 <u>商工観光課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報回線や通信機器の確保に関すること</li> <li>・県が行う生活関連物資の価格安定に関すること</li> <li>・所管施設の安全確保及び応急の復旧に関すること</li> </ul>
課名	平素の業務									
企画政策課 山の都創造課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報回線や通信機器の確保に関すること</li> <li>・県が行う生活関連物資の価格安定に関すること</li> <li>・所管施設の安全確保及び応急の復旧に関すること</li> </ul>									
課名	平素の業務									
企画政策課 山の都創造課 <u>商工観光課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報回線や通信機器の確保に関すること</li> <li>・県が行う生活関連物資の価格安定に関すること</li> <li>・所管施設の安全確保及び応急の復旧に関すること</li> </ul>									

<下線部が令和5年1月時点での変更箇所>

変更箇所	旧	新
第3編 第4章 第2 3 (2)	第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、被害行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 (以下、略)	第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <b>避難</b> 行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 (以下、略)

<下線部が令和5年1月時点での変更箇所>

変更箇所	旧	新
第3編 第6章 2	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 2 県に対する報告 町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第3号（巻末の資料編の様式3に掲載）に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 2 県に対する報告 町は、県への報告に当たっては、原則として、 <u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、</u> 安否情報省令第 <u>2</u> 条に規定する様式第3号（巻末の資料編の様式3に掲載）に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、 <u>電子メールで</u> 県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。